

1. 基本計画の前提

1. 都市林の法的位置付け及び概念

(1) 都市林の定義

都市林とは、「主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園」として、平成5年の都市公園法施行令の改正により、新たに加えられたものである。
(出典：都市公園法施行令第2条第2項より)

(2) 計画地における都市林の特性

計画地における都市林としての特性は以下の3点である。

- ・ 動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園として、鎌倉市域レベルでの生物生息の拠点としてまとまりのある樹林地等を形成している。また、市全域の緑の回廊の一つの拠点であるとともに、水系を通じて海の自然環境の保全にも寄与する。
- ・ 都市環境の保全及び景観面から、都市空間における大気浄化・ヒートアイランド化防止・CO₂の吸収固定など環境保全上の役割を果たし、古都を包む緑の景観を確保する景観的な効果を果たす。また、周辺は市街地が形成されており防災面の効果も期待できる。
- ・ 市民の自然とのふれあい、レクリエーションの面から里山の保全活動、あるいはより専門的な自然環境調査への参画など、自然とのふれあいの場としての魅力に富んでいる。

2. 基本計画の位置付け

(1) 保全施策の決定経過

- ・ 広町地区の緑の保全については、平成11年5月に鎌倉市緑政審議会に諮問し、平成12年7月に『保全施策については、都市公園の種別の一つとして「都市林」が最も有力である』との最終答申を受けた。
- ・ これを受け、平成12年8月に広町地区の緑を「都市林」として保全することを政策決定し、さらに、平成13年6月改訂の鎌倉市緑の基本計画で「都市林」として位置付けた。

(2) 基本構想の確定

- ・ 「都市林」として保全及び活用するための基本構想は、鎌倉市緑政審議会、専門家、及び市民等から広く意見を聴取し平成15年12月に確定した。

(3) 基本計画の策定

- ・ 基本計画は、基本構想で定めた基本理念や基本方針等を踏まえて策定した。
- ・ 策定に際しては、基本構想の策定時と同様に、鎌倉市緑政審議会、専門家、及び市民等から広くその意見等を聴取し、十分に反映しながら基本計画を確定した。
- ・ 基本計画をもって、都市計画決定をし、事業認可を経て整備していく。

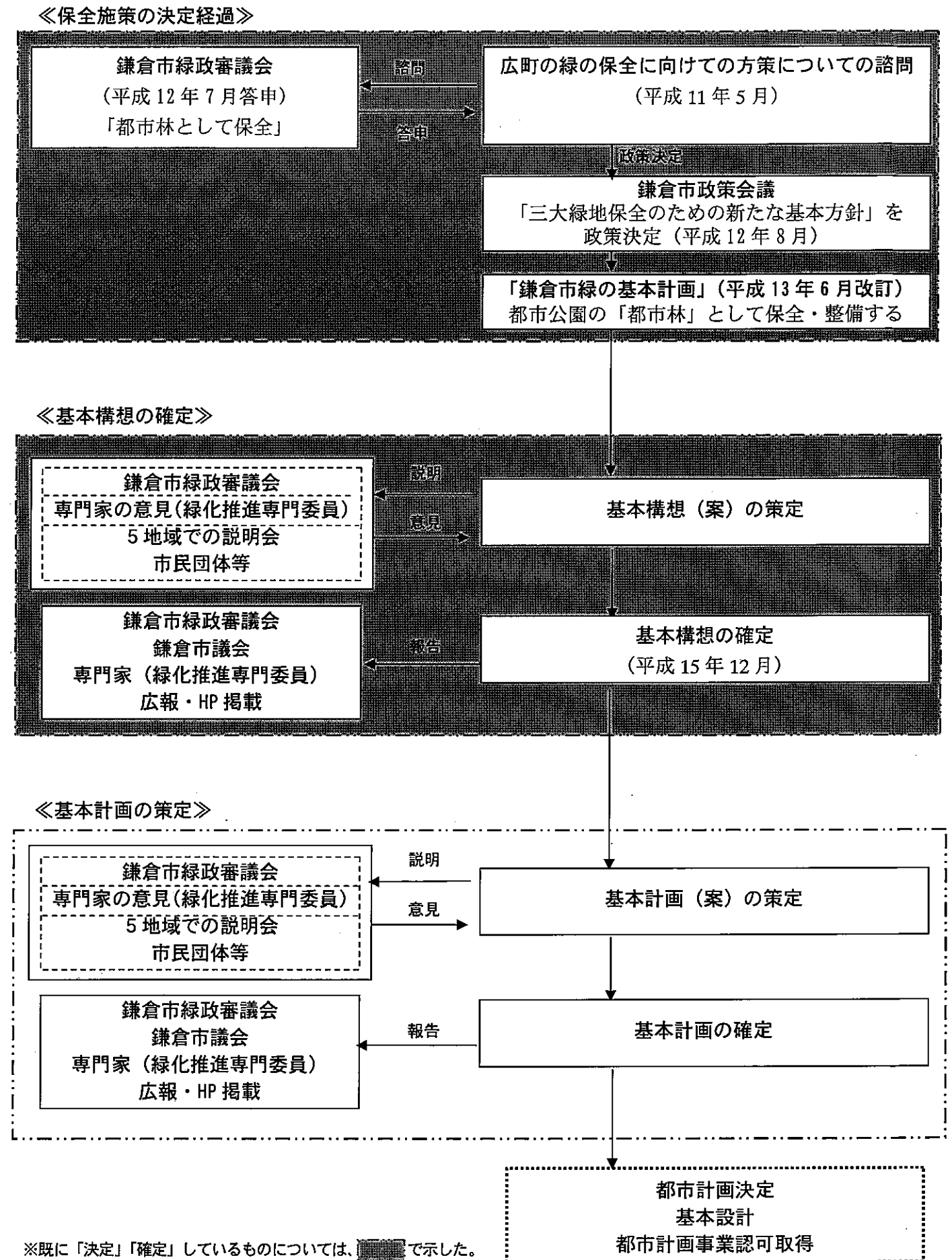


図. 1-2-1 (仮称) 鎌倉広町緑地に関する基本計画の決定の流れ

(4) 基本計画の策定に向けた流れ

以下に示した、フローに従って基本計画を策定した。

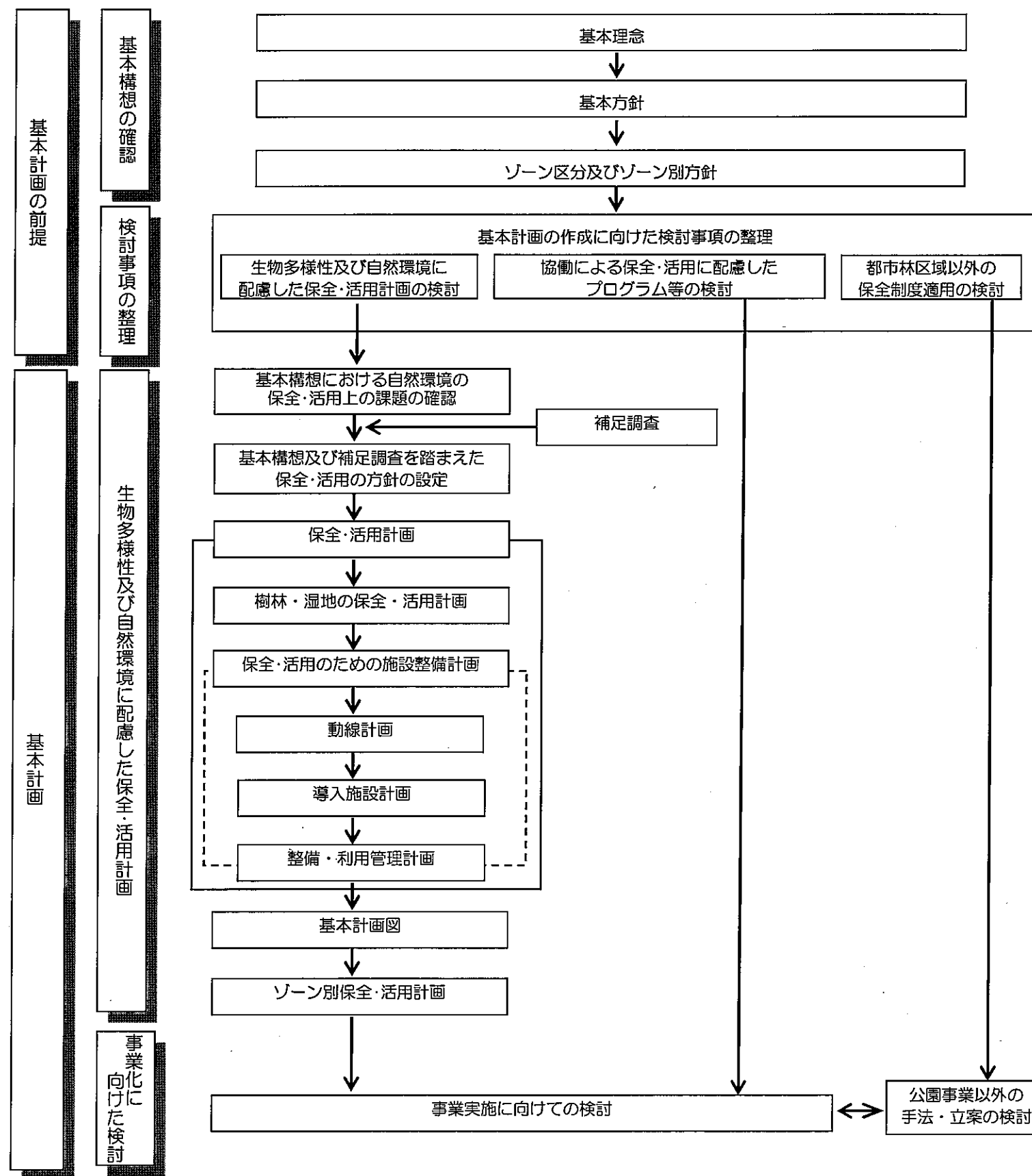


図. 1-2-2 基本計画の策定に向けた流れ

3. 基本構想の確認

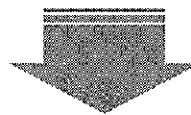
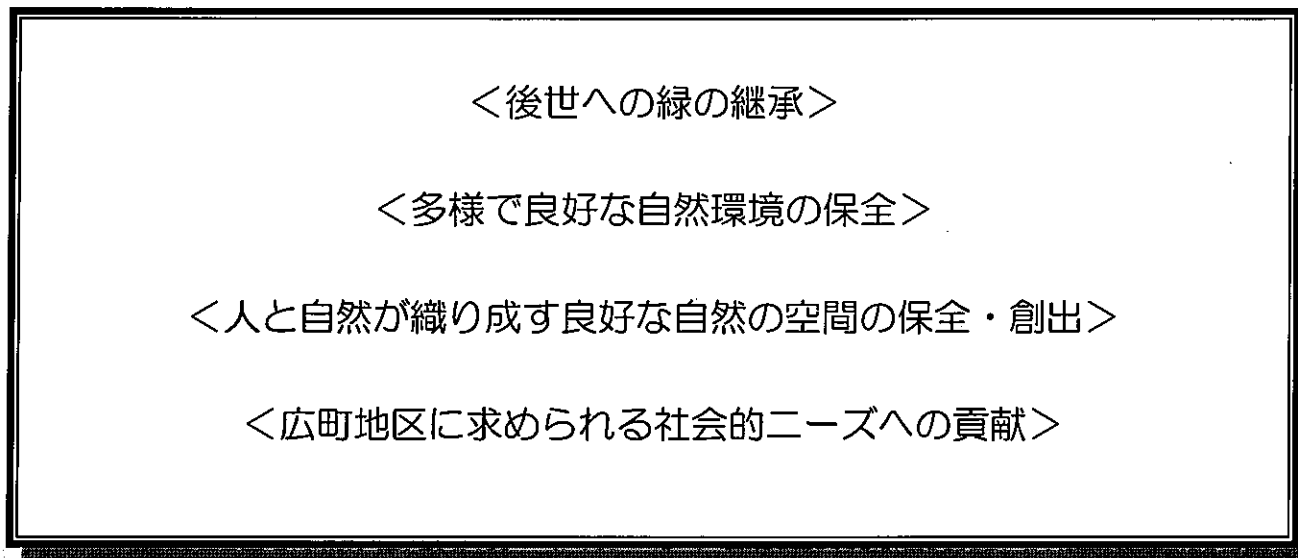
「(仮称) 鎌倉広町緑地基本計画 (以下、「本計画」とする。)」は、平成15年12月に確定した「(仮称) 鎌倉広町緑地基本構想 (以下、「基本構想」とする。)」を踏まえて策定した。
本計画の策定にあたり、基本構想の確認及び整理を行った。

広町地区は、これまで緑の保全運動やトラスト運動等を通じ、多くの市民や市民団体の関わりの中で、護り育てられてきた。市民等にとってはかけがえのない緑地となっている。このような広町地区に関わる経緯・自然環境の特性・社会的なニーズあるいは市民の意見を踏まえて、基本構想では、「基本理念」、「基本コンセプト」、「基本方針」、「都市林としての環境目標」を以下のように設定した。
また、計画地のこれまでの経過については、資料編 (P, 1) に示した。

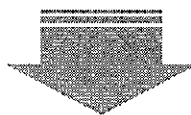
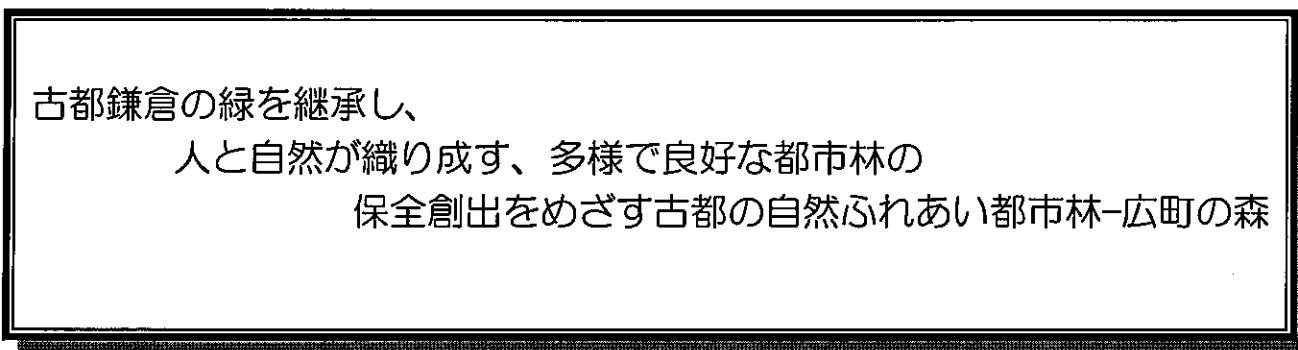
(1) 「基本理念」及び「基本コンセプト」について

基本構想で示した「基本理念」及び「基本コンセプト」は、以下のとおりである。

【基本理念】



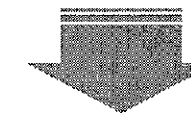
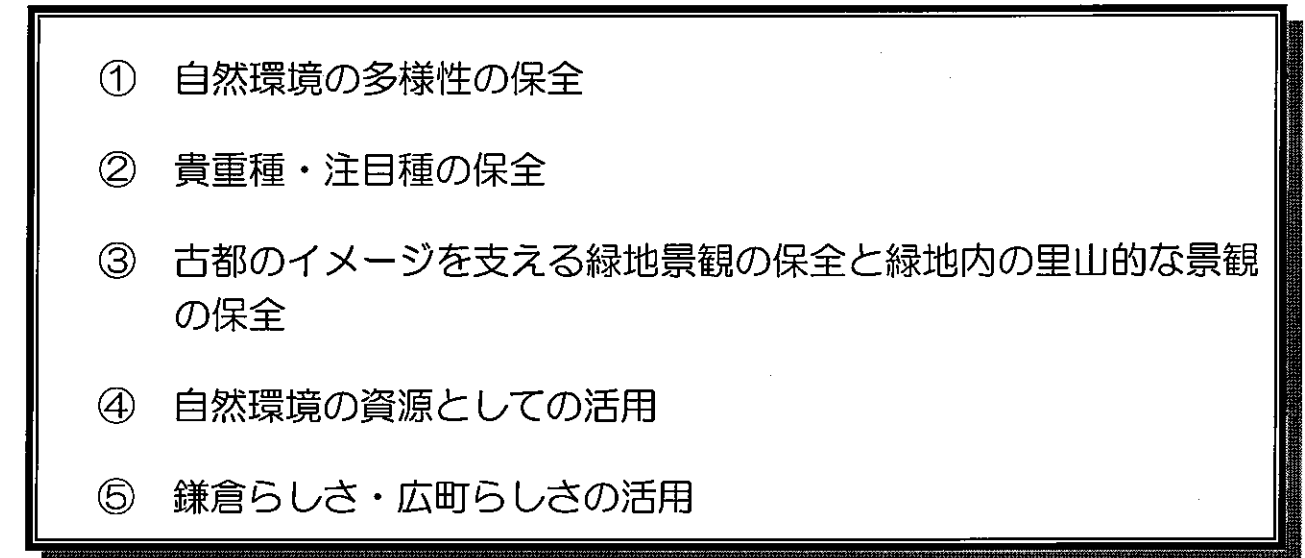
【基本コンセプト】



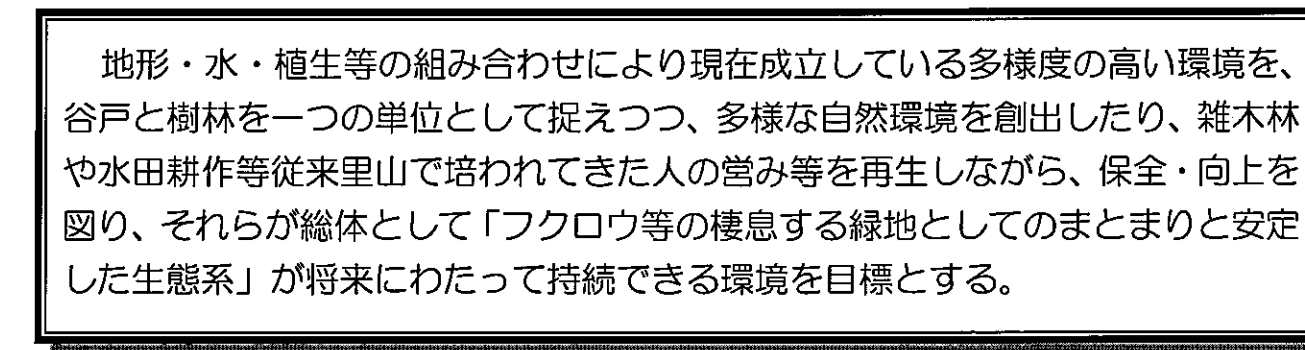
(2) 「基本方針」及び「都市林としての環境目標」について

基本構想で示した「基本方針」及び「都市林としての環境目標」は、以下のとおりである。

【基本方針】



【都市林としての環境目標】

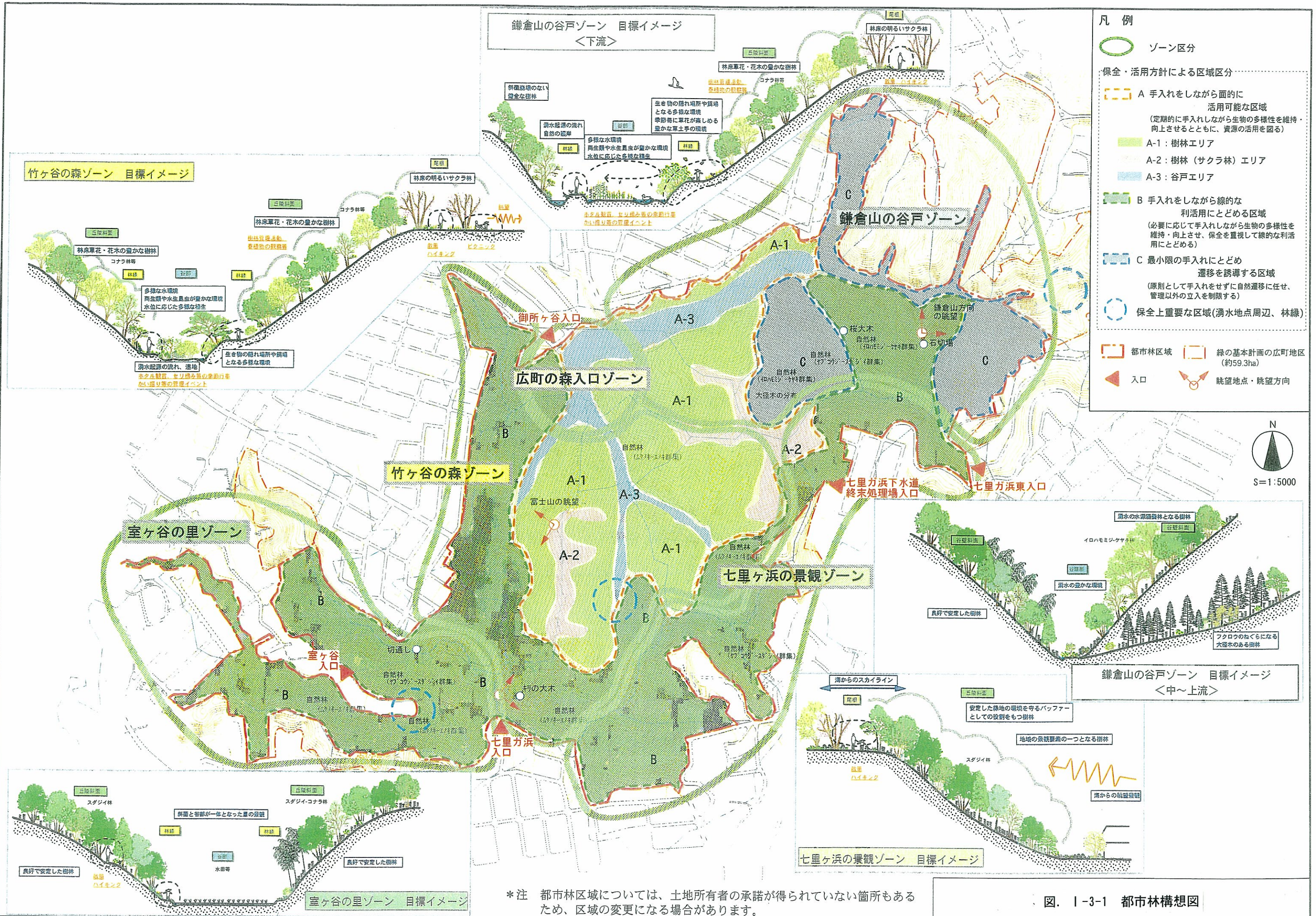


(3) ゾーン区分及びゾーン別方針

基本構想（都市林構想）で示した、計画地の「ゾーン区分」及び「ゾーン別方針」等については、以下のとおりである。（表. I-3-1、図. I-3-1）

表. I-3-1 各ゾーンの保全・活用の方針

ゾーン区分	ゾーンの特性	期待される都市林としての役割 ● 特に重視する役割 ○ 各ゾーンにおいて期待する役割	保全・活用の方針
室ヶ谷の里ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆室ヶ谷と呼ばれる里の景観が残る谷戸の区域 ・水田とそれを取り囲む斜面樹林が一体となった里らしい谷戸の景観を形成、西側市街地からは連続する斜面樹林が市街地の背景を形成 ・谷奥部の湧水地点からのしぼり水によって良好な湿地環境形成 ・低地周囲の斜面樹林の手入れにより多様性維持・向上の可能性 ・谷部の既存道を通じ西側市街地からのアクセスが容易で田園的な景観が親しまれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な生物相の維持・向上 ○林縁の貴重種・注目種の保護 ●里らしい谷戸の景観の形成 ●周辺からの近景を成す外周斜面の景域の形成 ●里の景観を楽しむ散策の場の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ■低地の水田と一体となった里の景観保全、及び散策の場としての活用 □必要に応じた湧水地点周辺や樹林の手入れの実施 □自然とのふれあいの場として既存散策路の活用
竹ヶ谷の森ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆谷が複数に分岐している竹ヶ谷と呼ばれる広町緑地を代表する谷戸の区域 ・広町緑地を代表する良好な自然環境を形成 ・谷奥部の湧水地点からのしぼり水によって良好な湿地環境を形成 ・湿地及び樹林は手入れによりさらに多様性維持・向上の可能性 ・豊かな林床と一体となったスギ植林が分布 ・地域の人々に親しまれてきたサクラ林や鎌倉彫に関連の深いウルシ林が分布 ・御所ヶ谷方面から低地部へ、また七里ガ浜方面から尾根部へはアクセスが容易。ただし、低地から尾根間の移動は容易ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な生物相の維持・向上 ●湿地環境に生息する貴重種・注目種の保護 ○良好な自然環境から成る谷戸景観の保全 ●自然とのふれあいや環境学習、環境保全活動の場の提供 ○サクラや谷戸景観を楽しむ散策の場の形成 ○豊かな林床と一体となったスギ植林の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ■広町緑地を代表する自然環境の維持、及び環境学習の場としての活用 □林縁部、コナラ林やミズキ林等、各々の環境に適した適正な手入れの実施 □乾燥化が進行している湿地環境の再生や適正な手入れの実施 □既存歩道を活かした散策路の形成及び保全活動の場としての樹林や湿地等の活用 □サクラ林の維持・育成
鎌倉山の谷戸ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆鎌倉山に続く奥の深い御所ヶ谷と呼ばれる豊富な水と多様な環境を有する谷戸の区域 ・谷奥部の湧水地点からのしぼり水によって水路の水量豊富 ・上流部の狭い谷～下流部の幅広い谷までの多様な湿地環境や植生に支えられ多様な生物相を形成、ケヤキやサクラの大木が点景を形成 ・上流部は植林や竹林等が分布し多様性にやや欠けるが、手入れや自然林への遷移誘導により多様性向上の可能性 ・中流部には自然林と落葉広葉二次林が広く分布。フクロウが生息し安定・良好な自然環境を形成 ・下流部の開けた湿地は、やや乾燥化が進行しているが、湿地環境の再生により多様性向上の可能性 ・中下流部では水路沿いに散策が可能で利用者が多く、湿地や林縁に生息する多様な生物の観察が可能 ・御所ヶ谷方面から低地部へのアクセスは容易。ただし、鎌倉山方面や七里ガ浜方面の尾根からのアクセスは困難 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な生物相の維持・向上 ●食物連鎖上位種の保護 ●多様な湿地環境の保全・再生 ○鎌倉山に繋がる谷戸の一体的な景観の形成 ●自然とのふれあいや環境学習、環境保全活動の場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ■多様な湿地環境の維持・再生・創出、及び散策や保全活動の場としての活用 □多様な環境要素の維持・再生及び必要な手入れの実施 □自然とのふれあいの場としての散策路の活用や保全活動の場等としての樹林や湿地の活用 ・上流域：スギ植林等の遷移誘導による自然林の形成 ・中流域：フクロウの生息する谷戸における遷移誘導、その他樹林の必要に応じた手入れの実施 ・下流域：コナラ林等の定期的な手入れの実施、及び自然とのふれあいの場や保全活動の場としての活用、多様な水分条件をもつ湿地環境の保全・再生
七里ヶ浜の景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆海からのスカイライン(眺望景観)を構成し、七里ガ浜の住宅地の背景を成す斜面の区域 ・尾根部は海の方角からのスカイラインを構成 ・連続した斜面樹林は七里ガ浜の市街地の背景を形成、スダジイ林等の自然林がまとまって分布 ・尾根部にはサクラ林が分布、尾根の散策路沿いの景観要素を形成 ・斜面樹林は手入れによりさらに多様性維持・向上の可能性 ・周辺から尾根道へ複数箇所アクセス可能、尾根の散歩道としての利用が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な生物相の維持・向上 ○自然林の保全 ●海の方角からのスカイラインの確保 ●七里ガ浜方面からの遠景～近景を成す景域の形成 ●尾根歩きや花見が楽しめる散策の場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ■海や七里ガ浜方面からの眺望景観に配慮した斜面樹林の保全、及び自然とのふれあいの場としての尾根道の活用 □自然林を含む樹林地の必要に応じた手入れの実施 □自然とのふれあいの場としての尾根道の活用と散策路としての維持 □サクラ林の維持・育成
広町の森入口ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆竹ヶ谷と御所ヶ谷が合流する広町緑地を象徴する入口空間の区域 ・谷戸が集まる広がりのある低地部に位置し、明るく解放的な空間を形成 ・広町緑地の特色ある谷戸の景観が把握可能 ・御所ヶ谷住宅地方面からのアクセスが容易 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な生物相の再生・向上 ○広町緑地を象徴する谷戸景観の形成 ●広町緑地の利用・管理運営に関する拠点の形成(利用者に対する案内誘導や情報提供等、市民等による保全管理活動のための拠点提供等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■広町緑地を代表する谷戸景観の形成、及び管理運営拠点の形成 □樹林や湿地環境等、広町を象徴する谷戸景観の維持・再生 □秩序ある利用を促すための利用指導や情報提供、必要最小限の管理施設整備等



*注 都市林区域については、土地所有者の承諾が得られていない箇所もあるため、区域の変更になる場合があります。

図. 1-3-1 都市林構想図

4. 検討事項の整理

(1) 基本計画の策定に向けた検討事項の整理

基本構想で示した、「基本理念」、「基本コンセプト」、「基本方針」及び「基本計画策定に向けた検討事項（7項目）」を、より明確にするため、「基本計画における検討事項」として整理した。その結果、「基本計画における検討事項」は、以下（右側）のとおりである。

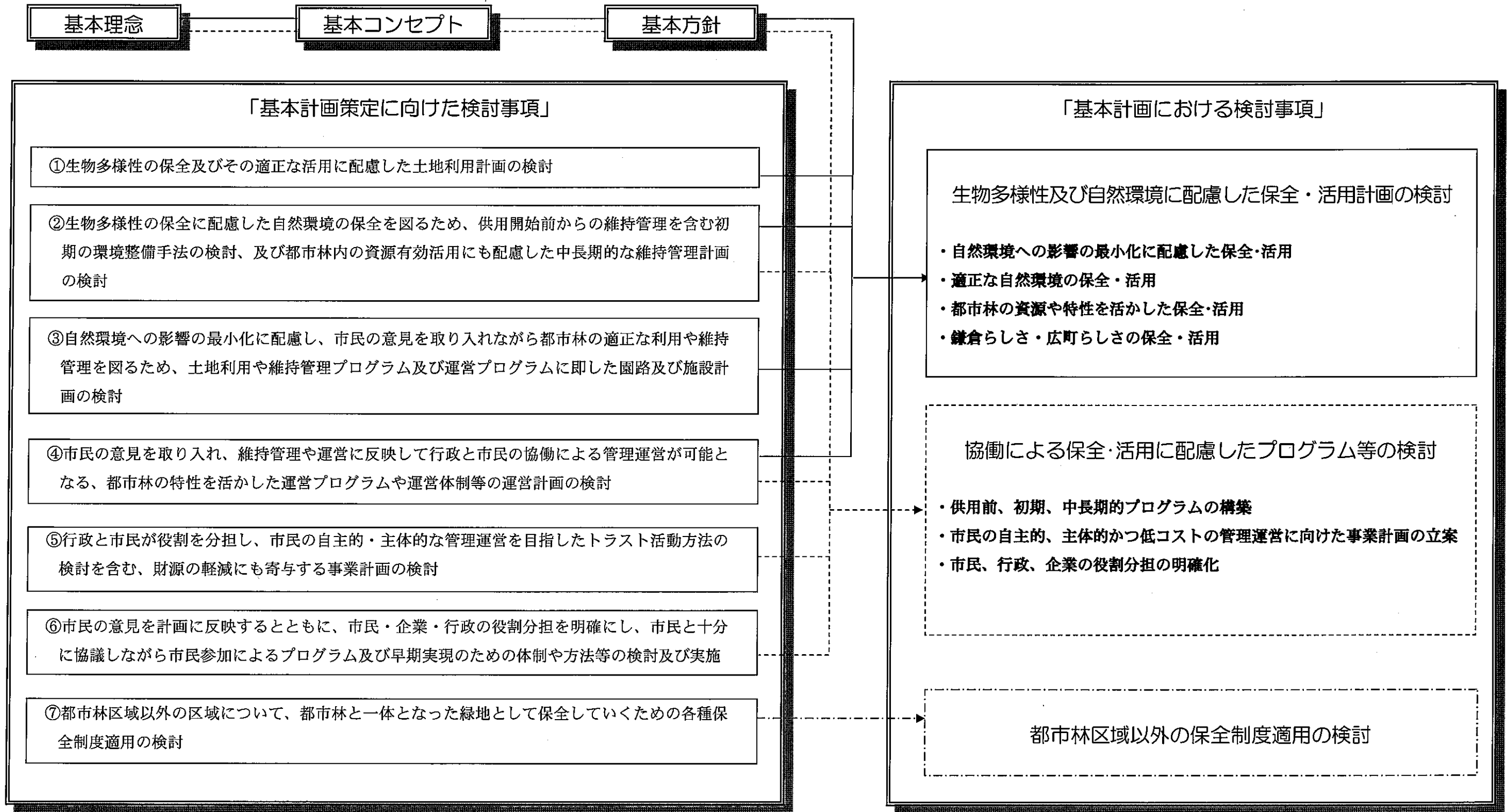


図. 1-4-1 基本計画の策定に向けた検討事項